

●香川県監査委員公表第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年11月4日

香川県監査委員 林 勲
同 大西 均
同 香川 芳文
同 高城 宗幸

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成26年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 納入通知書の送付について、納期限の10日前までに納入者に到着していないものがあった。（保健体育課）</p> <p>(イ) 行政財産の使用料について、誤って改正前の金額により徴収しているものがあった。（農業経営高等学校）</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 公用車修繕代、ガソリン代、プール水質検査料その他の各種支払が遅延していた。また、請求書の再発行を依頼しているものが散見された。契約の相手方から請求があったときは、遅滞なく支払う必要がある。（香川中部養護学校）</p> <p>(イ) 自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。（人権・同和教育課）</p> <p>(ウ) 特殊勤務手当について、部活動が中止になった日に誤って部活動指導業務手当が支給されているものがあった。（三豊工業高等学</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 今後は、納期限の設定を十分に確認し、納期限の10日前までに納入者に到着するよう徹底した。</p> <p>(イ) 直ちに使用料の増額分について収入調定をし、速やかに納入させた。今後は、各種の通知文書を適正に供覧、保管し、調定時に徴収額の再確認を行うこととした。</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 遅延して未払となっていたものについて、直ちに支払手続を行った。今後は、支払遅延が生じないよう執行状況等の確認を行うとともに、請求があったときには遅滞なく直ちに支払うことを徹底した。</p> <p>(イ) 支給されていない出張旅費について、直ちに旅費を支給した。自家用車による出張の終了後、総務担当者において、新旅費システムの申請照会で確認を行うようチェック体制を見直した。</p> <p>(ウ) 誤って支給した部活動指導業務手当について、直ちに戻入を行った。部活動記録簿の報告は指導後直ちに内容を確認した上で、記</p>

校)

(エ) 対外運動競技において生徒を引率して泊を伴う県外出張をしている者に対し、特殊勤務手当が支給されていないものがあった。(農業経営高等学校)

(オ) 給食管理業務委託について、委託料の精算及び支出の事務が遅延していた。(屋島少年自然の家)

ウ 契約について

(ア) 仮設物に係る賃貸借契約を変更するときは、原契約と変更後の契約に同一性が認められる範囲内でなければならない。(三本松高等学校)

(イ) 借入品に係る貸借契約書に貸主の押印がないものがあった。(志度高等学校)

(ウ) 給食調理業務委託について、契約書に基づく業務完了報告書は、遅滞なく提出させる必要がある。(屋島少年自然の家)

エ 財産について

(ア) 乗合自動車3台の3か月法定点検及び貨物自動車2台の6か月法定点検をしていなかった。(香川中部養護学校)

(イ) 毒劇物の点検時に保管数量の増減が確認されたが、毒劇物出納簿に事由が記載されていなかった。(高瀬高等学校)

(ウ) 行政財産の使用許可について、許可している件数及び面積に変更があったにもかかわらず、変更許

入、提出し、確認を得ることとした。今後は、記入誤りがないよう職員に周知徹底した。

(エ) 未支給の特殊勤務手当について、直ちに支給した。今後は、単純な給与入力漏れをなくすよう確認作業を複数回行うこととした。

(オ) 今後は、事務処理の遅延がないよう職員に周知徹底するとともに、チェックリストにより事務処理状況を把握、確認することとした。

ウ 契約について

(ア) 契約を変更する必要がある場合は、会計規則及び契約事務の手引に基づき適正に処理するよう関係職員に周知徹底した。

(イ) 直ちに貸主に押印してもらった。今後は、押印漏れがないよう関係職員に周知徹底した。

(ウ) 委託業者に業務完了報告書を遅滞なく提出するように促すとともに、業務完了報告書の提出や履行確認の事務処理状況を複数の職員により確認することとした。

エ 財産について

(ア) 貨物自動車2台について、直ちに法定点検を実施した。今後は、法定点検の実施状況を確認するとともに、遅滞なく計画的に実施するよう職員に周知徹底した。

(イ) 直ちに、毒劇物出納簿に量の増減理由を記載した。今後は、記載漏れのないよう関係職員に周知徹底した。

(ウ) 直ちに変更許可の手続を行うとともに、今後、許可件数及び面積に変更がある場合は、速やかに

	<p>可の手続がとられていないものがあつた。(高松東高等学校)</p> <p>(エ) リース期間が終了した後、使用しないパソコン教室用ソフトウェアを各学校へ平成26年3月に保管換えし、各学校では同年5月に廃棄していた。(高校教育課)</p> <p>(オ) 平成24年度に所属替えを受けた行政財産である土地及び当該土地に存する工作物の管理を十分に行う必要がある。(保健体育課)</p> <p>(カ) 借入れをしているタブレット端末について、借入品出納保管簿に登録していなかった。(高松商業高等学校)</p> <p>オ その他 工事の竣工検査において、主任監督員である職員を工事検査員に命じていた。(農業経営高等学校)</p>	<p>変更許可の手続を行うよう関係職員に周知徹底した。</p> <p>(エ) 今後は、リース期間の終了により取得した物品については、利用する所属と十分に協議した上で、手続を行うこととした。</p> <p>(オ) 土地及び工作物の状況を確認し、県有財産として適切に管理するための手続を進めている。</p> <p>(カ) 直ちに借入品出納保管簿に登録するとともに、今後は、登記漏れがないよう関係職員に周知徹底した。</p> <p>オ その他 今後は、主任監督員とは別の職員を工事検査員として命じ、検査が適切に行われるよう事務処理を徹底する。</p>
--	---	--